

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年9月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年9月13日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年9月13日 午後1時48分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	農業委員会事務局長	田口求
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	監査委員事務局長	小嶋穂壽美
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第76号 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について
- ② 議案第77号 阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について
- ③ 議案第78号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第79号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第81号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第86号 平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第87号 平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第88号 平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑨ 認定第1号 平成27年度阿蘇市一般会計予算歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第7号 平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第8号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第9号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 認定第10号 平成27年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第81号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第83号 平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第84号 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第85号 平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第89号 平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑥ 認定第1号 平成27年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第4号 平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第5号 平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第6号 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第13号 平成27年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 80 号 阿蘇市景観条例の一部改正について
- ② 議案第 81 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 82 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 90 号 阿蘇市土地開発公社の解散について
- ⑤ 議案第 91 号 字の区域の変更について
- ⑥ 議案第 92 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 議案第 93 号 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について
- ⑧ 認定第 1 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 2 号 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 3 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 11 号 平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 12 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず一般質問の取り扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は 14 名予定されて

います。従いまして、一般質問を9月14日と15日の2日間において行うことといたしました。14日は7人目まで行うこととし、15日を残り7人とするにいたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

なお、議事日程に入ります前に、暫時休憩をしまして、全員協議会を開きたいと思います。各議員は、全員協議会室にお集まりをお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして、ただ今から会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第76号 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について
- ② 議案第77号 阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について
- ③ 議案第78号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第79号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第81号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第86号 平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第87号 平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第88号 平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑨ 認定第1号 平成27年度阿蘇市一般会計予算歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第7号 平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第8号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第9号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 認定第10号 平成27年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

て

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第76号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について」他12件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。

総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

その前に、少し風邪気味でございますのでお聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今期、第3回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案8件、認定5件であります。9月8日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものについて、ご報告いたします。

最初に、議案第76号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について」であります。

総務課長より「本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理について定める必要があるため、今回、制定するものです。」との補足説明があり、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第77号「阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について」であります。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う、条例の一部の改正であることから、本案についても特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第78号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長より補足説明があり、本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の規定を整理するとともに、併せて所要の改正を行うための改正であることから、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第79号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「災害関係で派遣された職員の給与について、本市から派遣元の自治体に支払われると聞いているが、その金額については規定が定めてあるのか。」との質疑あり、総務課長より「地方自治法に基づき派遣を受けた職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を併せて有すること、また、その給料、手当及び旅費は、派遣を受けた地方公共団体が負担することとなっております。派遣されることで特別に給料が上がるということはありませんし、通常の勤務地で支給されるべき金額を負担金として、派遣元の自治体に納めることとなります。なお、この負担金額の約80%は、特別交付税にて措置をされるとの確認をしてお

ります。」との答弁がありました。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります、その主なものを申し上げます。

「総務課」の予算について、委員より「市長選挙の予算の関連で、前回の参議院選挙では投票所の集約がなされたが、今回もその体制でいくのか。」との質疑があり、総務課長より「前回の 7 月 10 日の参議院選挙の時には、通常 22 箇所投票所を 11 箇所に集約を行いました。これに関しましては、災害対応中であり選挙事務従事職員が不足すること、また、避難指示、避難勧告が発令された場合、投票所が土砂災害警戒区域に入っているところもあり、併せて、体育館が投票所の場合には、そちらに避難してこられる。そういった混乱を避けるために集約を行ったところ。今回、予算計上させていただいております市長選挙につきましては、従来どおりの投票所 22 箇所に対応するようにしております。」との答弁がありました。

また、委員より「防災無線の購入ということで予算が計上されているが、防災無線のメーカーが、一の宮地区・波野地区については NEC、阿蘇地区においては沖電気工業ということだが、阿蘇地区のほうで防災無線が聞こえなかったというようなトラブルがあったと聞いている。機器の性能の違いによって、このようなトラブルが起きているのか等、そのあたりの判断はできているのか。また、今回はどちらのメーカーを導入するのか、検討はなされているか。」との質疑があり、総務課長より「一の宮地区と波野地区は、すべて NEC の子機でないと対応できません。また、阿蘇地区につきましては、平成 4 年に沖電気工業の防災行政無線が整備されており、同社の子機でないと対応できない状況です。合併後、一の宮地区は一の宮地区管内にしか放送できない、阿蘇地区は阿蘇地区管内だけ、波野地区は波野地区管内だけという状況でしたので、阿蘇市内一斉放送が可能となるよう操作卓を整備、併せて波野地区は NEC であったことから戸別受信機も配備しました。そして、操作卓によって、本庁からの防災無線放送が内牧支所を経由して阿蘇地区の防災無線にも流れるように調整を行っております。今回、阿蘇地区で一部放送が流れなかったとのことであり、停電で流れなかったのではないかというような話もありますが、阿蘇地区では平成 24 年の水害後に非常用電源装置を更新しておりますし、メーカーにも機器の異常は一切ないとの確認を取りました。本庁からの放送についても無線の業務日報の中で、正しく配信されていることも確認しております。ただ一つ気になるのが、機器のメーカーが違う関係で、本庁・内牧支所間の通信に NTT の回線を利用しており、地震の揺れでその回線が不安定になったのではないかという点が懸念されます。どうしても将来的にはアナログ式の無線からデジタル式の無線に更新する時期が到来しますので、その時点で全地域統一し、情報が隅々まで正しく早急に配信されるよう対応していく必要があります。ただ、このデジタル化は 10 億円から 20 億円といった莫大な予算が必要となることが予想されますので、導入に当たっては、財政面や防災面を含め関係部署で十分論議し、また必要なところは議会とも相談しながら進めていかなければと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 86 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 87 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 88 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括議題として審査を行いました。

委員より「現時点で、石綿管はどのくらい残っているのか。」との質疑があり、財政課長より「各財産区において石綿管はそう多くはありませんが、所々に点在している状況です。これにつきましては、財産区員と相談しながら、随時、更新しております。」との答弁がありました。これに対して、委員より「石綿管はアスベストの関係で人体に悪影響を及ぼすものであり、予算の関係もあるだろうが、できるだけ早急に交換した方がいいと考えるが。」との意見があり、財政課長より「財産区管理会とも協議を行い、引き続き、早急に更新できるよう努力します。」との答弁がありました。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」主な質疑について申し上げます。

最初に波野支所費について、委員より「波野地区福祉バス運行事業について、予算が 179 万 6,000 円計上されているが、波野地区は広範囲な地域であるため、この事業は隅々まで行き届いているのか。」との質疑があり、支所長より「平成 25 年あたり、その当時の担当部署がパンフレットを作成しまして、全戸配布をしております。現在は毎月初めに、運休のお知らせ等を含め、お知らせ端末で放送して周知を図っております。」との答弁がありました。

委員より「核家族化が進み、高齢化社会になり、買い物難民等、いろいろな弊害が出てくる。そこで、この実態把握をアンケート等で調査をし、必要であれば予算を増額して、バスの日数を増やす等、そのあたりの検討もするべきではと考えるが。」との意見があり、支所長より「現状としまして、波野地域の主要な 10 箇所の乗降場所の中に買い物ができる神楽苑も入れております。波野地域で買い物ができる場所としましては、神楽苑がメインになってきますので、そちらを利用していただいているような状況です。」との答弁がありました。

別の委員より「今後、波野地区では、一人住まいが増え、どんどん高齢化していったときに、福祉バスを出したとしても、それに乗って買い物に行けるのかという疑問を持っている。特にあの辺りは住居が散在しているので、お年寄りの方が、例えば生活資材の買い出しに行きたいとなった場合、この福祉バスだけで対応ができるのだろうかと考える。私の一つの提案だが、以前は、そういう過疎地に回ってもらうような移動販売があったが、やはり採算ベースがとれないということで急速に減少している。今後は、そういったところにある程度の助成を出してでも、一人住まいや過疎地域に、最低限の生活資材を提供できるような対策を検討、または研究してはどうか。」との意見があり、総務部長より「移動販売も含め、将来の高齢化社会に事前に対応できるようなシステムを構築していかなければならないと考えておりますので、所管課である福祉課あたりと協議していきたいと考えております。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の所管分について、委員より「この地籍調査は、長期にわたって行われている事業であるが、なかなか進捗率が上がらない。一番の原因は予算だけじゃなくて技術的

なものだろうと考える。特に境界確認作業は、職員がどんなに頑張っても厳然とする課題である。現実論として、あと20年から30年はかかるというが、境界確認作業ということが条件になれば、それ以上になるのではないか。この地籍調査については、国を中心に見直すべきではないかと考える。」との意見があり、地籍係長より「境界確認について、実際に相互が立ち会い、確認できればいいのですが、未相続であったり、関係者が広がっている場合は、なかなか立ち会いができないということがあります。我々としてもなるべく境界を決めていきたいということで努力はしておりますが、それでも決まらない場合は、「筆界未定」ということで処理をしております。これも一つの成果ではありますが、どうしても境界を決めかねる場合には、最終的にはこのような処理で終わっているという状況です。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の所管分について、委員より「防犯灯電気料等助成事業の中で、電気料が昨年度より100万円ほど減額となったが、これはLEDに切り替えたことによる効果なのか。」との質疑があり、総務課長より「実際、LED導入件数が、平成26年度は37件、平成27年度は58件ということで、100件にも満たされておらず、一概にLEDに切り替えたためとは言えません。おおまかな部分で言いますと、一つは、電気料金が若干下がったことが挙げられます。もう一つは、防犯灯の全体の本数を調べたところ、80本ほど減っておりますので、その結果というふうに考えております。」との答弁があり、委員より「LED防犯灯導入補助金などを検討してLED化を進めるということであるが、全体をLED化した場合、どのくらいの電気料が削減できるか。」との質疑があり、総務課長より「通常の40ワット契約で申し上げますと、電気料の1基当たり月額248円に対し、LED化することにより、月額128円と半分近くは削減できます。ただ、機器の交換費用に1基当たり、2万4,5,000円ほど必要になってきますので、一気に全体をLED化することは、区の財政面においても難しいのではないかと考えます。」答弁がありました。

次に、「財政課」の所管分について、審議を行いました。

冒頭で、財政課長より「今回の主要な施策の成果の様式につきましては、評価の内容及び項目等でご指摘を受けましたので、様式の変更も踏まえ、来年度に向けて、再度協議をし、議員の皆さんに分かりやすい形で審議をしていただけるよう改善いたします。」との説明がありました。

委員より「公共施設等総合管理計画策定業務の関連で、遊休土地は公売に何回もかけられているが、評価が高く、場所的にもあまりいいとは言えない所が多い。財政課のほうで評価するときは、固定資産税や近隣の土地評価に合わせるので、公売に何回かけても難しいと考える。本気で処分整理していく気持ちがあるなら、何らかの違う形をとらないと同じだと考えるが。」との意見があり、財政課長より「今年の7月1日付けで、公売の要項を見直し、今までは基本、公売が原則でしたが、単価の問題等もあり、本当に必要な方に売れないという部分も出てきますので、随契を認めるなど、個別協議もできるよう改正し、従来よりも処分しやすいよう変更しております。今後も、遊休土地の売却について、積極的に進めてまいります。」との答弁がありました。

これに対して、委員より「行政が保有している以上は維持管理費が発生し、莫大な経費となる。また、土地に関しても、現状に合わせた評価となると難しい部分も出てくるが、新しい取り組みの中で整理すべきところは整理していくべきだと考える。」との意見がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第7号「平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「平成27年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長より補足説明がありましたが、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第81号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成27年度阿蘇市一般会計予算歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第81号と認定第1号を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第76号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 86 号から議案第 88 号までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 86 号「平成 28 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 87 号「平成 28 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 88 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括して採決を行います。

議案第 86 号から議案第 88 号までの委員長の報告は可決であります。

議案第 86 号から議案第 88 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号から議案第 88 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号から認定第 10 号までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第 7 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して採決を行います。

認定第 7 号より認定第 10 号までの委員長の報告は認定であります。認定第 7 号より認定第 10 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 7 号より認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

2 文教厚生常任委員長報告

- ① 議案第 81 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第 83 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 84 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 85 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 89 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑥ 認定第 1 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 4 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 5 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 6 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 13 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」他 9 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

今期、第 3 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件、認定 5 件であります。9 月 6 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものについて、ご報告いたします。

最初に、議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「福祉課」の予算であります。

委員より「震災で死亡により支払う金額に差があると思うが。」との質疑に対し、課長より「災害関連死の認定は、総務課になります。災害弔慰金については生計主が 500 万円、その他の世帯員では 250 万円となります。総務課に確認したところ、今回申請があっている 9 名については、生計主と思われる方はいませので、認定されれば、その他の世帯員、250 万円になると思います。」との説明がありました。

また別の委員より「待機児童は、年度当初での児童数と、年度途中の児童数は違うと思う

が、その説明を。」との質疑に、課長より「公立保育園については、定員を満たしていないのが現状であり、途中からの待機児童の発生ではありますが、それを見越すということも必要なことであり、その体制が十分ではなかったと思います。」との答弁がありました。

次に、「教育委員会」の予算であります。

委員より「不登校の対策費として予算の計上があるが、人数では20名と、非常に多いのではないか。また、どのようなことを行うのか。」という質疑があり、審議員より「県下全域では不登校の人数は、ここ数年若干増えています。阿蘇市でも、平成26、27年については、増えております。一般的に出現率1%前後と言われており、阿蘇市内の20名というのは、出現率では県下では低い方になります。今年度7月末段階での不登校と言われる、30日以上欠席した児童生徒は中学校13名、小学校ゼロであり、昨年よりは減少しています。今回の教育支援センターの開設に向けて、教育委員会には学校教育指導主事が3名おり、1名が特に不登校の子どもの家庭等を所属する中学校の担任等と一緒に、家庭訪問を既に2回から3回ほど行っています。その中で保護者の意見、家庭での様子などを聞いて、保護者の理解が得られたところから順次通ってきており、一の宮中学校と阿蘇中学校から数名が通っている状況にあります。」という答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算であります。特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「市民課」の予算であります。

委員より「災害廃棄物の処理については、基本的に何月まで行うのか。また、災害廃棄物処理費の機械借上料は、何台なのか。」との質疑に対し、課長から「一般の災害廃棄物は9月末で受け入れを終わる予定です。ただし、公費解体分がまだ出てくる可能性がありますので、受け入れは、12月ぐらいと思っています。また、機械借り上げについては、木材を破碎する機械代であり、9月末までとしており、63日間の借り上げで1t当たり約1万円を見込み、1日平均約30tを破碎できるものです。木質チップとして搬出先のバイオマス発電所の受け入れもあることから、現状は25tを出しております。」との答弁がありました。

また、別の委員から「公費解体の受け入れは12月までと説明があったが、12月以降はどのように考えているのか。」との質疑に対し、課長から「罹災証明書の発行期間は13カ月間であり、建物の被害調査も完全に終わっていないため、今後、半壊、大規模半壊などの公費解体が出てくるケースもないとは言えず、現状では判断に迷う状況です。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算であります。

委員より「10月1日から実施のB型肝炎ワクチンの定期接種についての周知方法はどのように考えているのか。」との質疑に、担当係長から「B型肝炎については、平成28年4月生まれの方からが対象となり、既に個別通知をしており、広報やお知らせ端末なども使い更に周知する予定です。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

審議を行った結果、議案第 83 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 84 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「介護保険で、今年 4 月から要支援 1・2 が負担するような形になっている。要支援は各地区で面倒を見ることになるのか、どのような体制で事業を進めていくのか。」との質疑に、課長から「要支援 1・2 の方々は、これまで介護事業所の予防給付によるサービスを利用していましたが、法改正により、市町村が独自に提供する地域支援事業に移行することになりました。本年度からは、通所型サービスと訪問型サービスに取り組んでいますが、今後は地域サロン活動の充実を図っていきたいと考えています。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 84 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 85 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「阿蘇市は、他の市町村に比べて後期高齢の医療費が高いと、以前、県下でワースト 5 あたりだったと思うが、その説明を。」との質疑に、課長から「阿蘇市の 75 歳以上の医療費は平成 27 年度、1 人当たり約 109 万円かかっており、45 市町村の中でも、10 番目と非常に高い水準にあります。生活習慣病に起因する脳血管疾患、心疾患、腎臓疾患などが多くみられることから、特定健診を受けていただき、早期発見・早期治療につなげるよう取り組んでまいります。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 85 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 89 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「看護師の研修受入については、いつまで行うのか。」との質疑に、事務局長から「熊本市市民病院と協定を結ぶ中で、目途としては 3 年間で予定しています。熊本市市民病院の移転建て替えの予定があり、その間、受け入れの打診があり、当院に 4 名の方が来られています。給料は熊本市市民病院が支払いを行い、当院は負担金として約 7 割相当分を納付することになります。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 89 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 1 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「福祉課」の決算であります。

委員より「臨時福祉給付金事業については、目標が 7,337 人、実績が 5,891 人となっている、残りの方については給付を完了しなければならないのか。また、いつまで給付をするのか。」との質疑に対し、課長より「対象者全員に申請書を郵送し申請を促してはいますが、阿蘇市外に扶養者がおり、子どもに扶養されているなど、給付要件を満たさなく、給付できない方もいます。平成 26 年度は 1 万円の給付費、27 年度は 6,000 円と金額が下がったことで、申請率の低下につながっていると思います。受給漏れを防ぐため、何度も周知に努め、再調

査のうえ申請がない方、対象となる方には、再度申請書を送付しております。申請期間については、4カ月という決まりの中で、受付を行ったところ です。」との説明がありました。

次に、「教育委員会」の決算であります。

委員より「地震後、給食センターの稼働は問題なくできているのか。」という質疑があり、課長より「7月19日からの再開、8月の2学期の給食開始については、設備的にも増設した部分でも、また食器洗浄機から最後の片づけまで、今のところ何も問題なくスムーズに運営が行われています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「水の確保ができるよう、今後検討する必要があるのではないか。」との意見がありました。

また、別の委員より「地震では統合小学校体育館が避難所になったが、学校や生徒に支障はなかったのか。」という質疑があり、教育長より「学校の休みの期間は、問題はなかったが、教育活動が再開され大雨が降り、緊急の避難場所になったとき、数名の方が体育館に避難されており、体育をしたいので2階へ移動していただきたいと言ったことで、学校とトラブルになり体育ができなかったとの報告を数回受けています。」という答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の決算であります。

委員より「運動団体助成金については、廃止をお願いしたいと思うが。」との質疑に対して、課長から「助成金については、同和問題は国及び行政の責任であるということで明記されており、解消に向けた活動を行う上で必要な施策だと思います。今後は、阿蘇市だけの補助金ではないので、他市町村の動向も踏まえながら推移を見守っていきたいと思います。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の決算であります。

委員より「塵芥の収集運搬委託料については、6台をその地区ごとに回しているのか。」との質疑に対して、担当係長から「市所有の塵芥車6台を貸与し、旧阿蘇町地区を美郷阿蘇、旧一の宮町地区、波野地区をシティーグリーンという委託業者で収集を行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員から「分別ができていない場合は、収集業者が違反シールを貼るようになっているが、もう少し大きいシールであれば、なお効果があると思われるため検討をしていただきたい。」との意見がありました。

次に、「ほけん課」の決算であります。

委員より「保健対策推進事業については、財源がほとんど一般財源となっているが、交付金などはないのか。」との質疑に、課長補佐から「健康づくり事業に関して、以前は国主導で補助金もあったが、今は歯科のフッ素洗口の部分だけが県からの補助があり、後は全て市町村の責務となっております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 5 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。本案につきましても審議を経た結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 6 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「国保や後期高齢者医療などで財政状況が問題となっていることを、市民にわかりやすく、そして検診を受ける方向で進めていかないといけないのではないか。」との意見がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 13 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より「当年度の純損失が 1 億 8,600 万円となっている。損益分岐点あたりでの外来患者数、入院患者数の捉え方は。」との質疑に、事務局長から「数値目標については、入院患者数で、1 日平均 105 人、外来患者数で 1 日平均 200 人、外来新患の人数は月 840 人、また患者数が増えても、診療単価が増えなければ増収は見込めない。診療単価は、入院が 1 日 3 万 2,000 円、外来の診療単価は月 1 万 1,000 円、病床稼働率が 84.6%ということで、損益分岐点の目標を立て運営しています。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会と致しましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、質疑を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 81 号と認定第 1 号を除くほかの案件について採決をいたします。

まず、議案第 83 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 5 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 6 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 13 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 認定第 13 号につきまして、医療センター、病院事業の会計の認定についてということですが、反対の立場でちょっと意見を言わせていただきます。

医療センターの赤字が 2 年で大体赤字と繰入金を合わせると 19 億円ぐらいになります。減価償却を引いても 13 億円ぐらいになります。13 億円という金額は、今回震災の復旧に使う手出しの阿蘇市から出さないといけない金額に肉薄するぐらいの金額です。その金額が 2 年間通して使われております。繰り出しも含めて使われております。このことについては、なかなか市民も理解できない、なかなか認められないところだと思います。私もそれについては、もっと赤字を減らして、黒字まではいかなくても減らしていただきたいと思います。そういう意味で、今回はちょっと認定はしづらいと思いますので、認定に対しては反対の立場とさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

それでは、この認定第 13 号は、起立により採決を行います。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、認定第 13 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 40 分から再開いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 80 号 阿蘇市景観条例の一部改正について
- ② 議案第 81 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 82 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 90 号 阿蘇市土地開発公社の解散について
- ⑤ 議案第 91 号 字の区域の変更について
- ⑥ 議案第 92 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑦ 議案第 93 号 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について

- ⑧ 認定第 1 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 2 号 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 3 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 11 号 平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 12 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 次に、経済建設常任委員会に付託をいたしました議案第 80 号「阿蘇市景観条例の一部改正について」他 11 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。ちょっと風邪を引いておりますのでお聞き苦しい点があると思いますが、よろしく願い申し上げます。

今期、第 3 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件、認定 5 件であります。9 月 7 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第 80 号「阿蘇市景観条例の一部改正について」であります。

委員より「本条例は、県条例との内容と比較して同じようなものか。」という質疑があり、住環境課長から「基本的には県条例を引き継ぐものですが、阿蘇の実情に合った内容をもりこみ、阿蘇郡市統一した内容となっております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算」についてであります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「仮設住宅にコンクリート基礎が打ってある理由をお聞きしたい。」という質疑があり、住環境課長より「今後の余震等も踏まえ、それに耐え得る構造ということで、基礎をコンクリートで施工されたものであります。」という答弁がありました。

また、委員より「仮設住宅の使用期間は 2 年間なのか。」という質疑があり、住環境課長より「仮設住宅の所有者は、熊本県であること、また、災害救助法では 2 年間が入居期限となっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「仮設住宅の大きさについては、国から指定されたものか。」との質疑があり、住環境課長より「基準として仮設住宅の大きさは、3K、2DK、1DK、この 3 つのタイプとなっております。部屋の割り振りに関しましては、入居人数に応じて入居していただくようになっております。」との答弁がありました。

また、委員より「仮設住宅入居後の利便性等に関して、改修が必要になった場合の対応に

ついて。」との質疑があり、住環境課長より「玄関の入り口、トイレ、風呂場等の手すりは、事前に設置されております。それ以外の手すり設置等の改修については、入居者への意向調査を行っており、支援の必要な方に対しては県に要望し、対応していただいています。個人的な設置物、例えばBSのアンテナ等については個人で施工していただくこととなります。その他、どうしても附帯設備、修繕等が必要になった場合は、県が支給する仮設住宅管理費補助の中で、市判断での対応になりますという説明があつています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「老朽住宅解体工事について、戸数と棟数は。そして、この解体費用の財源は。」との質疑があり、住宅係長より「戸数は35戸で棟数は25棟、財源は社会資本整備総合交付金を活用します。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「これまでの災害査定状況を踏まえ、今後の予算状況と、阿蘇市の負担はどのくらいになるのか。」という質疑があり、建設課長より「地震災害について、被害額として余裕を持って計上しておりましたので、その後の豪雨災害を合わせましても、今後、減額補正になるものと考えています。阿蘇市の負担につきましては、補助災害であれば市が大きく負担することはないと思われませんが、現段階で国庫補助率も確定していないこともあり、はっきりとした金額はお答えできません。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「農業用施設災害復旧費について、特定財源のその他の内容は。」との質疑があり、農政課長より「災害復旧には個人負担があります。農地であれば農家の方々から約5%程度をご負担いただき、土地改良施設であれば土地改良区にも同様に負担いただくものです。」という答弁があり、別の委員より「引き続き、国・県などに再度要望するなどし、少しでも農家の方々の負担が軽減されますよう努力していただきたい。」との意見がありました。

また、別の委員より「委託費にある被害判定業務について詳しくお聞きしたい。」との質疑があり、農政課長より「公の団体であります県の建築士協会に依頼し、農業用施設の被害査定を専門家に依頼し、助言等いただくものであります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「農業用施設被害の補助を受ける際の判定基準をお聞きしたい。」との質疑があり、農政課長より「補助の対象者は、販売実績、農業収入がある農家であり、農業申告をしている方で、直接農業を営んでおられない農作業を委託している方は該当しません。また、この事業を受けたことによって新しい施設を整備された場合、その施設の耐用年数分は、必ず農業経営を継続していただき、途中で辞めるようなことになれば、補助金返還も発生するような内容になっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「農業経営は、後継者問題も含めて、存続していくことが難しいことであり、国・県に強く要望する等、引き続き農家の方々の支援をお願いします。」との意見がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「まちづくり課の所管で、今回の災害に関する復旧費用の総額はどのくらい見ているのか。」という質疑があり、まちづくり課長より「所管する災害関連の費用は、6月に計

上させていただいた施設の修繕費、点検委託料の約 790 万円で、所管する関係機関、商工業者の方々の復旧費用につきましては、国の支援となりますグループ補助金等を活用しますので、市の負担は今のところありません。」との答弁がありました。

また、委員より「今後のまちづくりを進めるに当たって、市としての支援等あればお聞きしたい。」との質疑があり、まちづくり課長より「既存する市独自の補助制度、商店街景観整備事業、商店街活性化事業等の補助要綱を改正する等し、震災関連の分野でも大きく活用できますよう検討してまいります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 82 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算」についてであります。

委員より「今回、復旧工事に関する 1 億 7,200 万円の減額措置について、理由をお聞きしたい。」との質疑があり、住環境課長より「まず下水道自体、地中にあり見えませんので、被災当初は 60 数 km の下水道管を職員が直接、外観目視や、マンホールを開け確認し、また、道路亀裂から被害を想定する等、おおよそで予算を計上したものであります。その後下水道管にカメラを入れて詳しく被災状況を確認した結果、想定した費用より大きく下回ったことが理由です。」との答弁があり、また、委員より「復旧費用 3 億 6,200 万円に対し阿蘇市の負担額は。」との質疑があり、住環境課長より「災害復旧については、通常は 3 分の 2 の補助、残りの 3 分の 1 は起債、起債は交付税措置があり、市の負担は多くはないものと考えていますが、現時点で補助率が確定したものではありませんので、確実な数字は申し上げられません。」との答弁がありました。

また、委員より「地盤沈下等で地形が大きく変わった下水道の復旧はどのように行うのか。」との質疑があり、住環境課長より「現状としましては、宅内にある汚泥を強制的にポンプで吸い上げて、本管へ送水するような装置を設置していますが、最終的には、元の位置の高さに本管を付け直すというようなことで計画を進めているところです。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 90 号「阿蘇市土地開発公社の解散について」であります。

委員より「公社のこれまでから今後の予定について概略で説明願います。」との質疑があり、まちづくり課長より「本年 1 月に、公社の借入金の償還が終了、7 月には用地を市へ売却し管理する財産も全てなくなりましたので、公社自体の役割が終えたことを踏まえ、同月に開催しました理事会において解散の同意を得、今回、解散の議案を上程させていただいた次第です。今後は、公社の清算作業に入り、来年 6 月の定例会においての最終報告を予定しています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 91 号「字の区域の変更について」であります。

農政課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 92 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」であります。

農政課長から補足説明があり、第 91 号と同様に、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 93 号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」であります。

委員より「今回の条例改正は、減免措置の内容であります。今後は、回数券の枚数変更や、年間パス券の導入等、市民の方々が、施設を利用しやすくなるような検討をお願いします。」との意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「住環境課」の決算であります。

委員より「合併浄化槽の普及状況をお尋ねします。」との質疑があり、住環境課長より「合併浄化槽の補助件数は、過去 5 年間で、平成 23 年が 97 基、24 年が 91 基、25 年が 106 基、26 年が 105 基、昨年 27 年が 75 基と 110 基前後の推移で、汲み取りや単独槽から合併浄化槽へと少しずつ水洗化が進んでいるような状況です。」との答弁がありました。

その他では、公営住宅の入居者に関するモラルの低下等についての意見がありました。

次に、「建設課」の決算であります。

委員より「河川維持管理事業の県管理河川護岸雑草処理補助について、地域ごとに清掃状況が違う場合があるので、統一された清掃となるよう指導していただきたい。」との意見がありました。

次に、「農業委員会」の決算であります。

委員より「耕作放棄地について、震災が発生したことで、今後、増える等の影響は予想されますか。」との質疑があり、農業委員会事務局長より「耕作放棄地については、8 月に調査を行い、現在、集計途中ではありますが、大きな増加は見られませんでしたので、震災はそこまで影響していないものと考えています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の決算であります。

委員より「施設園芸育成対策事業について、以前使用していた役犬原選果場の活用についてお尋ねします。」との質疑があり、農政課長より「本施設内に残っています機械について、農協が使用したいとお話や、それ以外でもいくつかの要望もあっております。これから先方と本格的な協議に入るような状況です。」との答弁があり、また、委員より「水田農業経営確立対策事業にある、経営所得安定対策推進事業についての説明を。」との質疑があり、農政課長より「農業所得の安定を図るため、それらの事務を担う再生協議会が必要とされる事務経費になります。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の決算であります。

委員より「阿蘇市商工会に対して 1,347 万の補助金を交付していますが、一方で商工会会員数が減少して、事業効果はあったとされている理由についてお聞きしたい。」との質疑があり、まちづくり課長より「会員数の増には目標数値までは至ってはいませんが、新規事業の取り組み、様々な創業支援事業の展開を実施する等、商工会の会員数増に向けた取り組みが

なされているということで、このような判断になりました。」との答弁がありました。

また、別の委員より「プレミアム商品券事業補助金について、今回は、国が消費喚起と景気対策として実施されたものですが、結果、大型店舗の利用者が多く、小規模な個店への利用者が少なかったと思われますが、これらを踏まえて、今後、商工関係者間で新たな取り組み等検討されていますか。」との質疑があり、まちづくり課長より「今回、小規模店の方々に少しでも利用者が少しでも増えるよう様々な仕組みを検討しましたが、成果に繋がらないような結果でありました。一部の小規模店舗につきましては、非常に売り上げが伸びているところも見受けられ、今後は、小規模店舗の方々にも工夫していただき、少しでも消費者の利用が増えるような検討を図ってまいります。また、全国の自治体に、加速化交付金の財源を活用し、その後に単独でプレミアム商品券の展開を図られている市町村もあります。これらも参考にさせていただき商工会等の関係機関と引き続き協議を進める予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市一般会計決算審査書の収入未済額調に指定管理施設の納付金の未納が明記されている件について、その状況をお聞きしたい。」との質疑があり、経済部長より「現在も継続して請求しており、本件については指定管理選定委員会にお諮りし、今後の対応等について検討していく所存であります。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の決算であります。

委員より「「草・観・然」活性化事業の2,150万円について、詳しい内容をお聞きしたい。」との質疑があり、観光企画係長より「主に阿蘇温泉観光旅館協同組合への補助金として1,400万円支出し、乙姫ペンション村に30万円支出しています。残り550万円を本事業の委託料として支出しております。この補助金の大半を占める旅館組合への1,400万円については、主に鉱泉源の保護を目的としたレジオネラ菌の調査、修学旅行、教育旅行招へいするため専門家を招致した会議研修費用や、女将の会の活動事業等に使用されたものです。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て討論を行いました。反対討論があり、「指定管理施設の納付金に未納があるため認定できない。」との意見がありました。このため挙手による採決を行った結果、賛成少数で、認定第1号は認定しないものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号「平成27年度阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「今後、阿蘇山の規制が解除される見込みについてお聞きしたい。」との質疑があり、観光課長より「現在のところはっきりとした情報はありません。」との答弁があり、委員より「今後、山上の規制が解除された場合、いつでもお客様をお迎えするための準備を確実に進めてください。」との意見がありました。

また、別の委員より「阿蘇山登山道路の坊中線と吉田線の表現について、報道内容に誤りがあると思われ、今後、関係者の方々に正式な名称を伝えていただきたい。」との意見がありました。

また、別の委員より「山上のレベルが引き下げられて通行可能となり、被害があった場所

等に観光客の方々が入ったとき、安全面が確保できるのか。」という質疑があり、観光課長より「既に関係機関との協議を進めており、どのような体制で、どのように修復作業を進めるのかまでの検討もなされております。修復を要する期間等の調整は終えていますので、お客様が混乱することなくオープンできるものと考えております。」との答弁があり、また、経済部長より「火口周辺は国有地等も含まれております。ガス対策等も含め、関係機関が一体となり万全を期した体制で臨んでまいります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

住環境課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第11号「平成27年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

農政課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第12号「平成27年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より「貸借対照表にある減価償却について、構築物が54億円に対して21億円、およそ半分を償却していることについて、現在の資産状況をお聞きしたい。」という質疑があり、工務係長から「構築物の中で主に含まれる管路は、40年が耐用年数になっており、減価償却期間を過ぎているものもありますが、毎年、改修工事を行いますので、2、3年後、全てが老朽管になるというわけではありません。」という答弁があり、また、委員より「水道事業会計決算書にある資本的収支の収入総額1億8,600万円の収入源の内容は。」という質疑があり、水道課長から「収入源1億8,600万円の内訳は、主に起債と国庫補助金、水道の加入金等であります。」という答弁がありました。

また、別の委員より「今後の課題と取り組みに、老朽管を計画的に耐震性の管に更新することについて、耐震性、耐腐食性等に関して、従来どおりの管を使用するのか。」という質疑があり、水道課長から「阿蘇市では、以前から耐震性のある管を使用しておりますが、今回の地震を受けて、更に耐震性の高い管を検討しています。しかし、この耐震管は費用的に高くなることから、口径等を十分考慮し効率的な布設替えを進めます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「昨年度5,800万円の純利益になっているが、毎年、このぐらいで推移しているのですか。」という質疑があり、水道課長より「平成26年度の純利益が4,086万円、平成24年度の九州北部豪雨災害の年は2,098万円の純損益でありましたので、来年度決算は同様に純損益になるものと考えられます。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会と致しまして、閉会中の審査及び調査の申し出を要するものと

決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了します。

午前中の会議をこの辺で留めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議を開きます。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） 18番、田中です。

先ほど経済建設常任委員長の報告を伺いました。認定第1号、平成27年度一般会計歳入歳出の認定について、否決と伺います。委員会において慎重審議がなされたと思いますが、私なりに疑問がありますのでお伺いをいたします。

17ページの上段、未納があるため認定できないとあります。未納に対する疑問があるとするれば、例えば法人税、固定資産税、国税等々の未納、さらには貸付金の未納もあると思いますが、今までであればこういうようなものについては認定をしてきたはずでございます。ただ、この場合は、指定管理者A社ということであると思いますが、支払不能なのか、支払に否定的なのか、または行政手続きで今日に至るまでのプロセスに対する否定なのか。そういうようなことだったと思いますが、決算の認定はあくまで決算に伴う数字上の認定で、違算はないか、もしくはごまかし等はないかと、がない限り認定すべきであると私は個人的には思っております。そういうようなことで、今の2、3点を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員長、お答えください。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 国税とか市の収納についての未収分の監査の報告もあっておりますけれども、今回、まちづくり課の所管分で否決の認定につきましては、指定管理の事業者が27年度の納付金が未納になっているということの審議をした上で、未納であれば反対だということでも否決されたわけですが、ほかの収納の未収分については、いずれもこの常任委員会の中では審議はされていないということでもあります。ですから、指定管理業者ということの収納ということで問題になったことであり、やはり協定書等も取り寄せて、そういった内容を加味した上で審議がされ、そして採決をした結果、否決になったものと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

市原正君。

○7番（市原 正君） 7番の市原です。

経済建設常任委員長に3つの質問をしますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、今話になっておりますが、27年度の決算認定、否決をされましたが、委員会での賛否数はどうだったのか。まず、それが1点。

それから、2点目、まちづくり課の指定管理施設ということですが、監査委員の指摘書の中に、この未収という部分が出てきておりますが、監査委員からはまちづくり課に対してどのような指摘がなされたかということを経済建設委員会で聞かれたのか。

それからもう1点、議員必携の中で決算認定を否決する場合について、未納欠損金については執行部の努力が十分であったかをよく見極めるとあり、また使用料については条例どおり徴収され、滞納はないかを見るというような部分がありますが、こういったことについて、執行部の努力、まちづくり課の努力について、経済建設常任委員会でどのような判断をされたのか。もちろん、それが足りないということで今回否決をされたのだと思いますが、その3つの点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市原正君に申し上げます。他の議員さんにも申し上げますが、議会の申合せ事項の中に、委員長報告に関しましては審査の経過と結果に対する質疑に留めるということになっておりますので、各議員の皆さんが委員長に執行部に答弁を求めるような発言は控えていただきたい。でないと、今後、委員長報告に非常に支障をきたします。委員長が執行部の代わりに答弁するような形になりますので、委員会の中ではどういう質疑があったと、そのことに留めたいと。以上です。

ほかの方、いらっしゃいますか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） それでは、監査委員からのとか、そういったことには質問は及びませんので、1点目の27年度の決算認定、否決をされたが、委員会の中での賛否数については答弁を求めたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 賛否についての質問だと思います。賛成少数ということで、賛成は1でございました。あとは反対でしたので、賛成少数で否決ということでした。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第81号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成27年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第81号と認定第1号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第80号「阿蘇市景観条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号「阿蘇市土地開発公社の解散について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号「字の区域の変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号「平成27年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第11号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号「平成27年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第12号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案第81号の「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号の「平成27年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」討論、採決が終わりました。

これより、議案第81号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第81号について採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号の「平成 27 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 認定反対の立場で討論いたします。

まず、地方自治法に基づく議員必携を要約しますと、決算認定の一時的異議は検証して予算効果と行政効果を客観的に判断することで議会は徹底した審査をして、認定に関する結論を出すと書いてあります。また、未納欠損については執行部の努力が十分であったかをよく見極めるとあり、使用料については条例通り徴収され、滞納がないかを見てもあります。そういう中で、まずはな阿蘇美の 600 万円の入金がない点ですが、経済建設常任委員会の質疑応答から徴収の努力が認められないと判断いたします。さらに、入金を目途も説明の中でなく、27 年度の事業自体が終了していないと、私はそう考えます。条例そのものにも納付期限が書いてなかったり、保証人もない中で、家賃や固定資産税と違いまして、納付できる根拠がありません。そういう意味で、指定管理としてお願いしているにも関わらずこういう状態であるということは、市に損害を与えたままになっていると、そのように考えます。

そして、この 2 点目としてこの回収の根拠として関連のあるいこいの村に関して質問いたしました。今日は全協がありましたけれども、執行部のほうは現状に対して委員会ではきちんとした説明をしていただけませんでした。

3 番目に、平成 27 年度決算でいこいの村は何とか分割で 1,000 万円入金されていますが、そのいこいの村はアグリスクエアさんを優良企業として平成 25 年 10 月に委託されました。しかし、その年度にははな阿蘇美のほうは 600 万円の入金がなされておりません。されたのは 6 月 4 日になっております。3 月 31 日をちょっと超えるぐらいならわかるんですが、6 月 4 日で 25 年度の決算には 600 万円が入っておりません。そういった中で資金繰りが苦しいことがわかっていたにもかかわらず、26 年度、27 年度といこいの村の委託を続け、平成 28 年度にはプログレアが解散しております、8 月 2 日付けで登記されているようであります。それについても執行部からの説明はありませんでした。平成 27 年度の対応が全くなってなく、事業見込みと実行が全く不適切であることがわかり、廃墟となったいこいの村本館や契約、対応の不手際を見過ごすことはできません。

委員会では、平成 25 年度に入金がない事実を、いこいの村からない事実を銀行の手違いと、銀行の振り込みの期限の問題であると言われましたけれども、そもそも 3 月 31 日に入金しないといけないものが 6 月 3 日、4 日に入っているということ自体が問題であると、そのように考えます。

また、27 年度の事業については、経済部のほうでガンダーラ美術の虚偽説明もありました。その他、医療センターにおいても先ほど言いましたように多額の繰入金があり、市民感覚からするとなかなか理解できる決算ではありません。よって、27 年度の決算については、私は承認できないと考えますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 賛成討論の方、いらっしゃいませんか。

18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） 私は、賛成の立場ということで討論をいたします。

今、谷崎議員からの説明を伺いました。特に行政手続きの問題でプロセスが悪すぎるということでございますので、その点については途中の中でのプロセスも、委員会そのものもそうですけれども、やっぱり行政の説明、その辺は十分求めていきたい、しっかり行政はその辺はしてもらいたいと思います。ただ、こういうような経緯に至ったのは、特に地震とか、そういうようなことの問題が、これはよく見てですよ、私そのものも不安に思っているところでございますけど、その辺を勘案して、今期、まだ1回目でございます。1回目でございますので、ようございませぬけど、先ほど申しましたように、ほかの税収、諸々も含めまして、単にこれだけを捉えて否決することはいかがかなと思います。ですから、賛成をいたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これより、認定第1号について採決をいたします。この採決は、起立によって行います。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、総務常任委員長、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

よって、認定第1号は総務常任委員長、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後1時48分 散会